

～施行から4ヶ月～

「障害者差別解消法」

今年4月1日、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる「障害者差別解消法」が施行されました。施行から4ヶ月が経とうとしているところですが、あらためてこの法律の意義を考えてみましょう。

ねらいは？

障がいのある人への差別を無くすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざしています。

この法律は「障害者権利条約」批准のための国内法整備の最後の法律です。条約と法律によって障害者の権利の実現に向けたとりくみが一層強化されることとなりました。

「差別」とは？

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が、差別になります。

「不当な差別的取扱い」
とは？

「障がいがある」ことを理由に、何かができない・してもらえない、ということ。

「合理的配慮」とは？

障がいのある人と無い人が、共に学び・活動するために必要な、変更と調整のこと。

※「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の提供」については、事業所の種類によって違いがあります。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国・地方の公的機関	禁止	義務
民間事業者	禁止	努力義務

公立の学校は公的な機関であることから、合理的配慮の提供は義務となり、対象となる子どもたちや保護者との十分な意思疎通が大事になります。

県教委は、「障害者差別解消法」第10条第1項に基づき、「岩手県教育委員会における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」および「留意事項」を策定しました。これには不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例が示されています。法整備は一定程度整いましたが、施設や人員配置など、教育環境の整備はまだ不十分です。学校が、すべての子どもたちにとって安心して学びあえる場となるよう、インクルーシブ教育の実践を広げていきましょう。